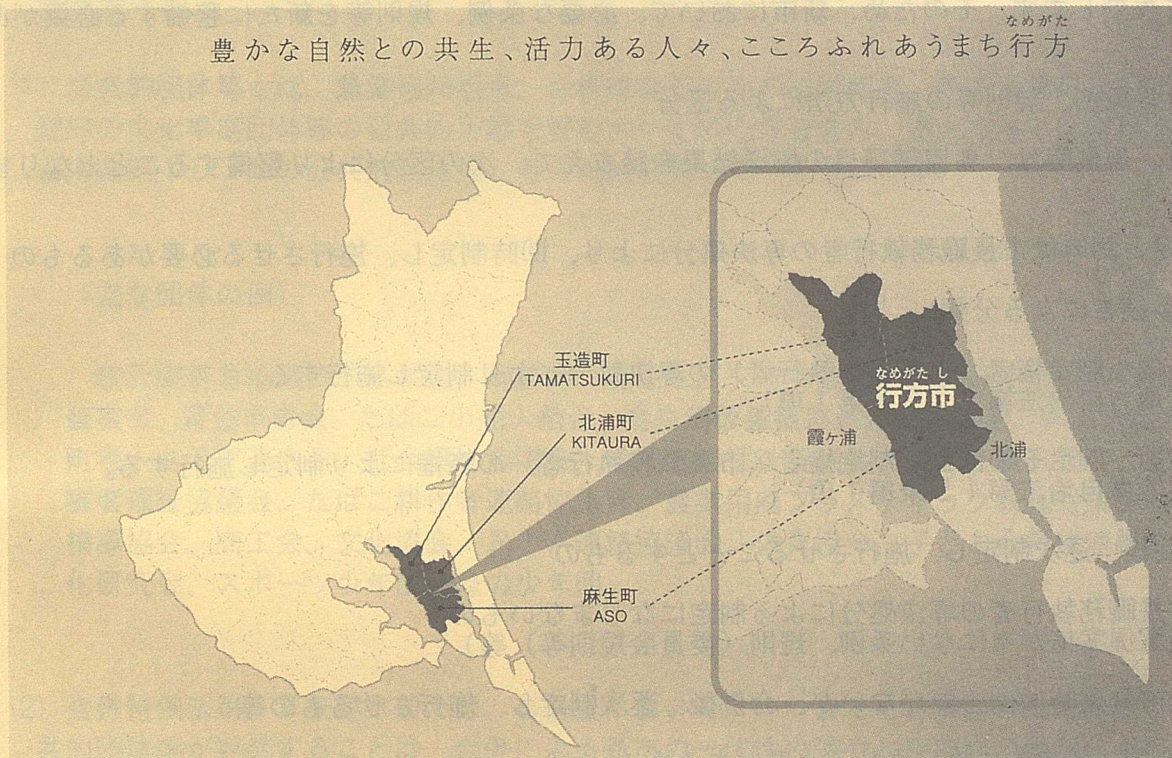


玉造町 合併だより

なめがた
豊かな自然との共生、活力ある人々、こころふれあうまち行方



目 次

条例・規則等の取扱いについて	2
公共的団体等の取扱いについて（その１）	3
公共的団体等の取扱いについて（その２）	4
納税関係事業について	5

2005.5.25

No.3

● 条例・規則等の取り扱いについて

条例・規則等については、各種事務事業等の調整内容に基づき、新市において次の区分により制定します。

- (1) 新市発足と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 新市発足後、逐次制定し、施行させるもの
- (3) 新市発足後、新たな条例又は規則が制定されるまでの間、引き続き一定の地域に暫定的に施行させるもの

1 新設合併における条例・規則等について

新設合併により合併する場合には、合併関係市町村の法人格が消滅するため、当該市町村の条例・規則等は全て失効します。そのため、新市において、必要な条例、規則等を新たに整備する必要があります。

2 新市における条例、規則等の施行方法による区分

新市の条例、規則等は、各協議項目の協議結果を踏まえて、次の区分により整備することとなります。

- (1) 新市発足と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 - 〈制定手続きによる分類〉
 - ① 条例：制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。
（地方自治法第179条第1項）
 - ② 規則、訓令そのほか：制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。
（地方自治法第15条第1項）
- (2) 新市発足後、逐次制定し、施行させることとするもの
 - ① 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの
（議案提案権が市にない条例、規則（委員会規則等）等）
 - ② 新市発足時には必要がないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの等
- (3) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 - 新市において、条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、新市長の職務執行者が従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き当該地域に施行することができる。（地方自治法施行令第3条）
 - 〈事務手続き〉
 - ・ 暫定施行する条例等を告示し施行する。
なお、旧町の特定の条例又は規則を、旧町それぞれの区域に適用する場合と、新市全域に適用する場合がある。
- (4) 合併時に廃止するもの
 - 事務事業の調整により廃止となるもの、合併前に失効が決まっているもの等新市において制定する必要のないもの。

● 公共的団体等の取り扱いについて（その1）

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら統合整備に努めます。

- (1) 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合するよう調整に努めます。
- (2) 3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めます。
- (3) 3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体には、将来統合するよう調整に努めます。
- (4) その他の団体については、個別に検討し必要な調整に努めます。

1 留意事項等

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、青年団等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人であるか否かを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものです。

（主な団体の例）

統計調査員協議会、区長会、消防団、麻生地区交通安全協会、交通安全母の会連合会、自衛隊後援会、青色申告会、たばこ小売人組合、食生活改善推進員連絡協議会、鉾田地区食品衛生協会、町老人クラブ連合会、社会福祉協議会、母子寡婦福祉協議会、民生委員協議会、遺族会、身体障害者福祉協議会、たばこ耕作者連絡協議会、農業用廃プラスチック収集対策協議会、家畜衛生指導協会、商工会、文化協会、PTA連絡協議会、体育協会、子ども会育成連絡協議会、郷土文化研究会、スポーツ少年団、緑の少年団

- (2) 合併特例法第16条第8項では、合併後において、いつまでも合併前の市町村の単位で各種の公共的団体等が存続することは、合併による新市の一体性の速やかな確立の面からも好ましくないという観点から、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしています。
また、合併関係市町村からも統合のための助言等を十分行う必要があります。
（地方自治法第157条では、「地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動を総合調整を図るため、指揮監督することができる。」とされています。）し、組織の強化の観点からも相互の調整を図ることが重要であると考えられます。

●公共的団体等の取り扱いについて（その 2）

北浦町土地開発公社及び玉造町開発公社については、新市の公社として引き継ぎます。

主 な 公 共 的 団 体		
麻 生 町	北 浦 町	玉 造 町
	●北浦町土地開発公社 ・目的：公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。 ・主な業務： (1) 次の土地の取得、造成その他管理及び処分を行うこと。 ①公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地 ②道路、公園、緑地その他の公共施設等の用に供する土地 ③公営企業の用に供する土地 ④環境保全などその他必要な土地 (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のための工業用地及び流通業務団地の造成事業 (3) 前 2 号に附帯する業務 （その他前 3 号の業務に支障をきたさぬ範囲で、同業務に関連し、地方公共団体からの委任を受けた公共施設等の整備、調査、測量等の業務） ・役員：理事 6 名以内 監事 2 名以内 ・根拠法令：公有地の拡大の推進に関する法律	●玉造町開発公社 ・目的：町内の土地資源の総合的開発利用を促進し、工業生産基盤等の開発整備を行い地域振興事業を推進するとともに、町民福祉に係る施設等の設置及び管理運営を行い、もって豊かな地域社会の実現に寄与する。 ・主な業務：目的達成のために次に掲げる事業を行う。 ①工業用地の取得、造成、管理、処分及び斡旋 ②住宅用地その他公共用地等の取得、造成、管理、処分及び斡旋 ③公共施設の管理及び運営業務受託 ④飲食店の経営、物品販売、調査業務等 ・役員：理事 1 0 名 監事 2 名 ・根拠法令：民法 ・受託業務：霞ヶ浦ふれあいランド管理運営、道の駅の管理、物産販売所の管理運営

●納税関係事業について

- 1 個人住民税の申告受付については、電算化を図り 3 庁舎で行います。
- 2 納税組合については奨励金（報奨金）、補助金、優良納税組合表彰を廃止します。
納税協力員（組合長）報酬は継続し、その額を統一します。
- 3 ナンバープレート再交付弁償金については北浦町の制度に統一します。

事 務 事業名	現 況		
	麻生町	北浦町	玉造町
申告受付	●申告受付 ・役場 1 箇所を実施		
納期前納付する金	●報奨金 ・納期前に納付した税額×1/100×納期前の月数 ●前納時期 ・第 1 期納期内に全額納付 ●交付限度額 ・100,000 円（住民税、固定資産税）		
納税組合	●納税組合奨励金 ・普通税、国民健康保険税とも納期前納付額に対して 100 分の 1。但し、納付世帯数に 15,000 円を乗じた額を限度とする。 ●優良納税組合表彰 ・3 力年以上連続完納組合 ●納税組合長報酬 ・組合加盟世帯につき 1,000 円。納期内に納付された納付書 1 枚につき 80 円。 ●組合数 ・200 組合（3,485 世帯）	●納税組合完納奨励金 ・町税普通税：完納の場合納付額の 100 分の 2 ・国民健康保険税：〃 の 100 分の 1 ●組合補助金 ・一世帯当たり：300 円/年（納税通知書配布手数料） ●納税協力員報酬 ・組合長：23,300 円/年 ●組合数 ・169 組合（2,105 世帯）	●納税組合完納報奨金 ・町税普通税：納付額の 100 分の 2 ・国民健康保険税：納付額の 100 分の 1 ※町税普通税・国民健康保険税、納期限内に一部の組合員が完納した組合に対してその納付額の 100 分の 0.5 ●納税組合長報酬 ・組合構成 10 世帯以上の場合： 平等割 24,000 円 1 世帯割 800 円 ・組合構成 10 世帯以下の場合： 平等割 12,000 円 1 世帯割 800 円 ●組合数 ・179 組合（2,262 世帯）
口座振替	●口座振替制度 ・有り		
軽自動車ナンバー交付及び廃	●ナンバー交付及び廃車 ・税務課窓口 ・ナンバープレート再交付 弁償金：100 円	●ナンバー交付及び廃車 ・税務課窓口 ・ナンバープレート再交付 弁償金：300 円	●ナンバー交付及び廃車 ・税務課窓口 ・ナンバープレート再交付 弁償金：200 円

